



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成22年1月1日

第207号

発行責任者 支部長 米 澤 健

編集責任者 副支部長 後 藤 基 文

発行所 名古屋税理士会昭和支部

印刷所 共生印刷株式会社

謹賀新年





新

春

の

ご

挨拶

の

支部長
米澤 健

あけましておめでとうございます。会員先生皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。また、旧年中は支部会務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

世界経済は、2008年9月のアメリカ大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻を契機として深刻化した世界的な金融危機により、欧米先進国はもとより、アジアの多くの国も景気後退に陥りました。危機から1年以上が経過した現在、世界経済は引き続き深刻な状況にあります。各国において打ち出された政策対応が奏功し、アジアを中心に持ち直しの動きが広がっており、景気は下げ止まっています。わが国経済は

新興国等海外経済の回復を背景に輸出や生産の持ち直しがみられるものの、まだまだ厳しい状況が続いております。

税理士業界においては、国民に信頼される税理士制度を存続させるため、自動資格付与による資格取得制度の見直しが必要であります。さらに、電子申告への対応は、税理士制度の維持・発展のために普及拡大を積極的にしていくことが重要であると考えられます。また、国民の信頼に応えるため、税理士の資質向上をはかる研修の充実に努めていかなければならないと思っております。平成13年に改正された税理士法も8年が経過し、様々な問題もでてきており、時代にあった改正等の対応が必要であると考えております。

本年も会員先生方には、月例集会、会報、ホームページ等を通じ、できうる限り早く、正確な情報を提供するように心がけてまいります。

平成22年が皆様にとってより良い年になりますよう、ご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げます、新春のご挨拶とさせていただきます。

Seasons

新年明けましておめでとうございます。

2001年から政府はe-Japan戦略を掲げ、すべての国民が情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、世界最先端のICT国家となることを目指してきました。そして、いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークに簡単に繋がるユビキタスネット社会を実現するため、国家戦略として超高速ネットワークインフラ整備を進めてきました。具体的には、ブロードバンド普及率100%、少子高齢化社会の問題解決のためのICTの高度利用、例えば電子タグを使った子供見守りシステムなど、ICTが生活の中に溶け込む社会が実現しつつあります。我が事務所でも、光ファイバーが導入されました。

産業界では、2010年代はクラウドコンピューティ

ングの時代と言われていています。「クラウド」とは雲のことで、企業活動に必要な情報資源はネット上の巨大な雲の中にあって、利用者はパソコンや携帯電話などを通じて作業するというものです。整備されたネットワークを効率的に利用して、蛇口をひねれば水が出るように、端末装置をクラウドに繋ぐだけで情報処理機能が簡単に得られる近未来が想像されます。

私たちの仕事に関しては、電子申告が進んでいます。国税のみならず地方税もかなり普及してきました。今年一月から、全都道府県と659市区町村へ地方税電子申告することができます。

ますますグローバル化する世界の中で、日本は、世界に誇る科学技術を武器に生きていかなければなりません。ICT技術もその一つです。ユビキタスネットワークを通じて、便利で心豊かな社会になることを願っています。（山田 裕）

新春特集

新年に想う 年男・年女

昭和13年生まれ

酒井 政治 (6月29日生)

「光陰矢のごとし」と言いますが六回目を迎える年男となりました。改めて人生を振り返ってみますともうそんな年令になってしまったとつくづく感じております。



今日まで大過なく暮らしてこられたことと感謝の気持でいっぱいであります。今後残り少ない年月を如何にして暮らしていこうかと真面目に考えなければならないと思っております。

現在・過去・未来と歌の文句ではありませんが、過去を振り返れば青春は忘れるもの、過ぎてからわかるものであり、45年前に結婚し三人の子宝に恵まれ子育てに夢中、オヤジでありながら税理士資格取得のための受験生、仕事に勉強にと今から考えれば随分ガンバッターという気がいたします。

現在はといえば六人の孫に恵まれ(3男3女)毎月第一日曜日にファミリー全員(14人)が一同我が家に集合、夜遅くまでお祭りさわぎ、それはそれはニギヤカであります。家内は孫の成長ぶりを見ては笑み身体全体で幸せを感じ満足しきっているようであります。孫達が帰宅した後は一瞬にして静かな夫婦二人だけの家庭に戻ります。

さて、未来となりますと中々まとまらないのが今の心境であります。まず健康であることに気を付け、メリハリのある人生を送りたいと思っております。もう72才になってしまったと思うか、まだ72才だこれからの人生に夢と希望をいただき充実した人生を送ろうと考えるかにより大きな差がでてくると思います。今まで以上に若さと元気を呼び戻し充実した日々が送れるよう心がけていきたいと思っております。

昭和13年生まれ

杉田 等 (10月1日生)

私は、昭和13年生まれの寅、今年は奇しくもゴルフ1ラウンド分のパーと同じ72歳、めでたく6回目の寅年を迎えた。



ゴルフに出会って36年、ピーク時のハンデは12止まり、おまけに敬老パスを貰った頃から腰を痛め、さらには加齢による飛距離ダウンも加わって、ハンデは18まで急降下、100が切れない「ぼやき」のゴルフが始まった。

100叩きからの脱却を目指し、過去3年分のカードを分析・検討の結果、1ラウンド中のトリプル以上の大叩きがその元凶であった。

そこで、過去の失敗を教訓に「90を切るための鉄則」なるものを策定、1年間愚直に実践した結果は、自分でも驚愕の成果をもたらした。

ホームコースでのグランドシニア優勝を始め、参加している諸々のプライベートコンペで、ことごとく優勝・準優勝を果たした。

次にその「鉄則」を公開しますので、興味のある諸兄はお試しあれ。ただし「ゴルフはストレス解消の場、スコアに拘らず楽しむべし」と言われるあなたには無用の長物ですので悪しからず。

90を切るための鉄則

- *飛ばさない…8割スイングで軽く振る、決して力まない、フェアウェイキープがセオリー。
- *乗せない…無理なパーオンは狙わない、安全にボギーオンで。バンカーを避けグリーンオーバーもしない、乗らなくても手前から。
- *寄せない…寄せショットは、ピンを狙わずグリーンセンターへ。ピンより奥に付けない。
- *入れない…1パットを狙うより3パットをしないこと。ロングパットは入れに行くな。

新年に想う 年男・年女

昭和37年生まれ

山田 耕三 (5月3日生)

新しい寅と言う年が始まりました。寅、虎といいますと、「甲斐の虎」「越後の虎」「マレーの虎」と力強いイメージがありますが、現在、その虎は、生存が危ぶまれる絶滅危倶種であり

ます。その様な生まれ年を持つ私ですが、病気が原因で、18年前より重度身体障害者としての生活をしております。

病気の辛い経験から「あの時に、あの薬が使えたら自分は、身体障害者にならずともよかったのではないか」という思いがあり、欧米で『当りに』治療に使用されている薬を、日本においても、「公的保険の適用で」治療に使えるようにするボランティアの運動のお手伝いをさせて頂いております。その運動の一つとして、先日は、約5万筆の署名を持参して、霞ヶ関は厚生労働省担当課長に面会し、長時間、お話をさせて頂きました。

もちろん、欧米で『当りに』治療に使用されているが日本では承認されていない薬であっても医師と連携して自費で使用する事は可能ですが、医療費は、個人が負担できる範囲をはるかに超えてしまいます。

これでは、経済力に、余裕のある患者が救われ、余裕の無い患者は、取り残される事になってしまいます。

毎日、趣味やボランティアの資料作りで、丑の刻まで起きて作業をしている私ですが、「一年の計は初春にあり、一日の計は寅の刻のあり」と気持ちを入れ替え、この寅年より自分を律したいと考えております。



昭和49年生まれ

田中 裕子 (3月13日生)

新年を迎え、謹んでお祝い申し上げます。皆様にはどのような新年をお迎えでしょうか。お正月は多くの人にとって節目であり、今年一年の目標などを立てる方も多いかと思えます。私も毎年新年に目標を立てるのですが、なかなか実行に移せていないのが現実です。

今年はずいに年女ということで、さて、12年前の寅年に、私はどのような時を過ごしていたかと考えをめぐらせたところ、現在も勤務している事務所に、就職を決めた年でありました。あれから一回り。現在の私は、当時想像していた自分になれているかと考えると、これからの一回り、再度しっかり目標を立てて過ごしていかなくては、と思えます。

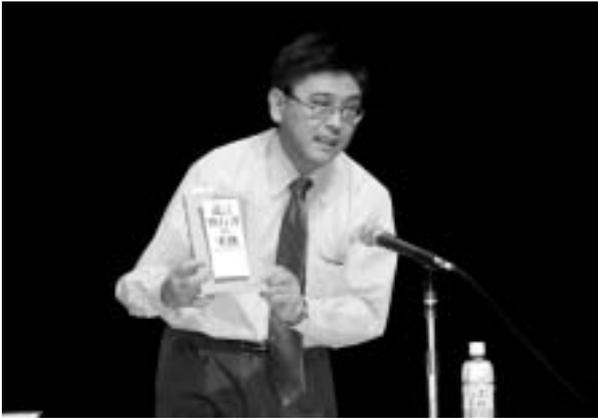
京都・大原で立ち寄ったお寺でいただいた「仏のことば」というものに、次のような一節がありました。「ことばだけ美しくて 実行の伴わないのは 色あって香りのない 花のようなものである 花の香りは 風に逆らっては流れない しかし善い人の香りは 風に逆らって世に流れる」。目標を立てるだけでなく、実行することの大切さを教えられました。

寅(虎)と言いますと、強い動物というイメージがあり、「虎の威をかる」「虎を野に放つ」といった諺にも、よく表れているところです。一方、「虎の子」「虎は千里行って千里帰る」など、子供を大事にするという意味の諺もあり、心優しく、気持ちの深い動物でもあると思えます。表面的なだけの強さではなく、真に心の強い人になれるよう、これからの一回りを過ごしていきたいと思っています。



11月の支部研修

(平成21年11月12日開催)



「遺言執行者の実務」

講師：愛知県司法書士会 司法書士
日本司法書士会連合会裁判事務推進委員会委員
名城大学特任教授 八神 聖

1. 遺言書の作成

(1) 遺言作成件数等

遺言書の検認数は、平成19年度は前年度に比し、約700件増加している。公正証書遺言の正確な件数は不明ですが、平成17年度は約7万件、その後増加していると言われております。遺言執行者の選任及び遺言執行者に対する報酬の付与事件数も増加しています。

(2) 遺言の方式

遺言の方式を大きく2つに分けると、普通方式と特別方式に分けられます。普通方式はさらに自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つに分けられる。また、特別方式は、さらに危急時遺言、隔絶地遺言の2つに分けられる。

多く用いられる方式は、自筆証書遺言と公正証書遺言です。

(3) 公正証書遺言によるべきか、自筆証書遺言によるべきか？

① 公正証書遺言のメリット

- ・原本が公証人に保管されているため、紛失・変造の恐れがなく、相続人による隠匿等の恐れもない。

- ・公正証書遺言の存在は全国データベースで調査することができる。
- ・家庭裁判所の検認手続の必要がないため、遺言者の死亡後直ちに遺言を執行できる。
- ・文字が書けなくても公正証書遺言を作成することが可能である。
- ・遺言書の内容の解釈について、疑義が生ずる恐れが少ない。

② 公正証書遺言のデメリット

- ・費用がかかる。
- ・証人が2人以上必要
- ・証人の立会が必要なため、遺言書の存在内容が、証人には明らかになる。

③ 自筆証書遺言のメリット

- ・費用がかからない。
- ・筆記用具と印鑑（認印でも、拇印でもよい）と紙があれば作成可能
- ・遺言の内容・存在を秘密にできる。
- ・証人の立会が不要

④ 自筆証書遺言のデメリット

- ・様式に不備があると遺言が無効になる恐れがある。
- ・変造、偽造、隠匿、紛失の恐れがある。
- ・遺言書の全文を自筆する必要がある。（遺言者の状況によっては負担となる）
- ・家庭裁判所の検認手続を経る必要がある。（そのため遺言の執行開始まで時間がかかることがある）

2. 遺言執行の実務

(1) 遺言執行者の権限

遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します。また、遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることはできません。そのため、相続人が処分行為等の制限に反してなした行為は、「何人に対しても」無効を主張することができます。したがって、遺言において遺言執行者を指定した方が、遺言の内容を確実にすることができます。

なお、遺言執行者も、専門的な事項について、それぞれの代理人を選任することは許されています。

(2) 遺言の効力発生後における流れ

① 遺言執行者に就任するにあたっての検討

利害関係や対立関係があり、就任することが適当でなければ、拒否することもできます。



② 相続人及び利害関係人への通知

法律上の規定はありませんが、遺言書の存在と遺言執行者の存在を知らないと様々な不都合が生じる場合があるため、相続人や受遺者、金融機関等に通知することが相当です。



③ 家庭裁判所に対する検認の申立

公正証書遺言以外の遺言書の場合に必要。



④ 遺言執行の目的財産等の管理の開始



⑤ 財産目録の作成及び相続人への交付

遺言執行する目的物のみの記載で足りません。また、債務については、法律上、記載する必要はありませんが、相続人に遺留分権等に関する判断資料を与えるために記載をした方が親切です。



⑥ 具体的な遺言執行の行為の実施

遺留分減殺請求が、遺言執行者に通知されることがあります。その場合、争いが解決するのを待って遺言の執行をするのが一番良いですが、遺留分減殺請求への対応は遺言執行者の職務権限ではないとして、遺言どおりに執行することが、遺言執行者としてのリスクが少ないと考えられます。



⑦ 遺言執行完了通知及び遺言執行の顛末の報告



⑧ 遺言執行者としての報酬の受領

遺言執行者は、遺言に報酬の定めがない場合、家庭裁判所に対し、報酬付与の審判を申立てることができます。ただし、実務上は相続人との合意により、終了前の段階で報酬を定め、その分を差引いて執行することもあります。なお、報酬は、原則後払いとなります。

12月の支部研修

(平成21年12月11日開催)

「書面添付について」

講師：昭和税務署 法人課税第一部門
小松 一浩 統括国税調査官



1 概要

税理士法第33条の2第1項の規定に基づき、税理士は、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を明らかにする書面を申告書に添付することができ、同法第35条の規定に基づき、税務調査をする場合、税理士は意見を述べることができる。

2 制度の趣旨

① 適正な課税を実現し、② 税務執行の一層の円滑化・簡素化を図り、③ 税理士の社会的地位の向上を果たすものであり、この制度の趣旨を正しく認識し運用することが重要である。

3 現状

平成20年度法人税の添付率は、3.2%であり、名古屋国税局の平均5.1%に比べて低い状況である。

国税庁の事務運営指針が改正され、記載内容が良好な添付書面については、意見聴取後、調査省略を行った場合には、原則として書面により通知することとされた。

「平成21年分 年末調整について」

講師：昭和税務署 法人課税第七部門
今井 基太加 統括国税調査官



1 改正事項

- ① 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の創設、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲拡充

省エネ改修工事等に要した費用の額が30万円を超える増改築等が対象となる。

住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等に省エネ改修工事等が追加された。

- ② 給与所得の源泉徴収票の記載事項に関する所要の整備

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴い、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除可能額の金額」等を記載することとなった。

2 年末調整の対象となる人

外国人の労働者も、国内に住所を有する又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる人については、年末調整の対象となるかどうかを判定する。入国後1年以上経過しているかどうかは、外国人登録証明書やパスポートで確認する。

3 扶養控除等の留意点

外国人の労働者の場合、扶養親族の確認は、戸籍がないので婚姻証明書や出生証明書等で確認する。

扶養親族の所得オーバーや重複控除が多く見られるので、扶養控除等申告書を再度確認する。扶養控除等申告書は7年間保管する。

「平成21年分 法定調書の提出について」

講師：昭和税務署 法人課税第七部門
今井 基太加 統括国税調査官

法定調書提出後に誤りがあった場合、写しがあればその法定調書の右上部余白に「無効」と赤書きして、正しい内容の法定調書の右上部余白に「訂正分」と赤書きする。合計表提出後に誤りがあった場合、合計表(控)の写しの訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を赤書きし、上部余白部分に「訂正分」と赤書きして提出する。

e-Taxによる場合は、期限内であれば正しい内容の法定調書を再度送信すればよい。

「平成22年度償却資産(固定資産税)の申告について」

講師：熱田区役所 税務課償却資産係
伊藤 秀樹 係長



1 申告書の提出期限及び提出先

平成22年2月1日(月)までに償却資産事務処理センターへ提出する。区役所管内・支所管内双方に資産がある場合は、今回より1通の申告書に資産をまとめて

作成する。

平成22年4月1日からは、市税事務所へ提出する。

2 種類別明細書について

資産に異動がない場合は、申告書の備考欄の「2増減なし」欄を○で囲む。

種類明細書に資産内容が印字されていない場合は、平成22年1月1日所有しているすべての資産を記入する。

3 耐用年数の改正に伴う注意点

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正による耐用年数の変更について、今回の申告から変更する場合は、該当資産の種類別明細書の摘要欄に「省令改正」と記入する。

「市税事務所開設について」

講師：名古屋市財政局 市税事務所開設準備室
佐藤 一由 主査



平成22年4月1日から、市内に3ヵ所の市税事務所を開設して、各区役所と支所で行っている市税に関する事務を、市税事務所と出張所に集約する。

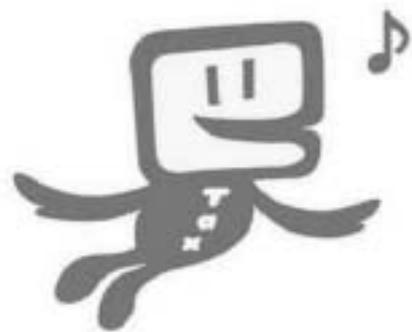
税務証明の申請や個人市民税の申告などは、引き続き各区役所と支所の税務窓口で取り扱う。

「エルタックスご利用のお願い」

講師：名古屋市財政局 主税課 小林 教哲 主査



平成21年12月14日（月）から愛知県60団体のうち43団体、岐阜県42団体すべてでエルタックスが開始されます。



電子申告実践研修会の開催



平成21年11月11日(水)午後1時30分より、名古屋東税務署OA会議室において20名の参加により、電子申告実践研修会が開催されました。

鈴木朋宏総務担当副支部長の挨拶のあと、米澤支部長より、平成22年度の電子申告実施件数を50%に設定し、目標に向かって努力していきたい旨の挨拶がありました。

続き、川瀬昭和税務署長が国税庁においても達成目標を設定しておりますので、その目標に向かって今後とも協力をお願いしたいとの挨拶がありました。

研修会に先立ち、鈴木寿枝電子申告推進特別委員会副委員長より今回の研修について使用するソフトの説明、研修会終了後のアンケートについて説明があった後、進行は個人課税1部門石塚氏に代わり、説明を行いながら昭和税務署職員の方々のサポートにより実践研修が開始しました。

資料の確認ののち、e-Tax初期設定の説明があり、電子申告開始届出書の入力送信、次にe-Taxソフトのインストールを行いました。普段はベンダーのソフトを利用しているので、インストールという行為をすることがないので、良い経験になりました。

インストール終了後、配布資料の「源泉所得税納付手続き編」を利用して法定調書の作成入力方法の説明がありました。期限のある書類ですが、もし期限を過ぎても加算税等は付されませんし、ミスがあれば随時連絡があるので現状のようですので、早めに準備をして利用してみ

たいなと思いました。石塚氏からも法定調書は比較的簡単に利用できますので是非利用していただきたいとコメントがありました。この後、電子納税の方法の説明があり研修会は終了しました。

以下アンケートの結果となります。

アンケートのご意見等(19名)

- ① 電子申告について理解は深まりましたか。
- ② 今後電子申告を行おうと思われましたか。
①と②いずれも、すべての方が「Yes」と回答。
- ③ 電子申告に使用する(している)ソフトウェア
1. e-Taxソフト 8名
2. ベンダーソフト 7名
3. まだ分からない 6名
- ④ 電子申告を始めるにあたり、サポートの必要性
「Yes」14名・「No」5名
- ⑤ サポートの種類(複数回答)
1. パソコンの導入・インターネットの申込や設定等、すべて 5名
2. 同じソフトやシステムを利用している会員のアドバイス 4名
3. ベンダー等によるサポート 4名
4. その他
・困ったときにどなたかに相談できるとよい。
・今回の研修の続き必要。
- ⑥ 今後、電子申告推進特別委員会に企画・計画して欲しいこと。(複数回答)
1. 今回と同様の集合形式の研修会 6名
2. ベンダーごとの「電子申告システム」の説明会の開催 6名
3. 個別の相談・サポート 6名
4. その他(ご意見等)
・今までの電子申告研修で、一番わかりやすかった。やはりパソコンを使える状況での研修がよいと思う。
・少し電子申告に対するアレルギーが減りました。

- ・ 今度は個人確定申告の電子申告のやり方を説明して下さい。
- ・ 所得税の電子申告等は年一回であり、電子申告による確定申告説明会を開催して欲しい。

それから、来年度の予定としてベンダーごとの電子申告説明会を開催すべく準備を進めております。詳細が決まりましたら皆様にご案内いたしますので、よろしくお願い致します。

(電子申告推進特別委員会)

以上のご意見をふまえて今後の予定を検討致しました。そこで、すでに皆様にはご案内しておりますが、平成22年1月26日(火)に、第2回電子申告実践研修会を開催する運びとなりました。時期的にすぐに役立つように、確定申告と法定調書のe-Tax代理送信を実践していただきます。定員に若干の余裕がございますので、参加希望の方は事務局(TEL 052-872-4595)までお尋ね下さい。

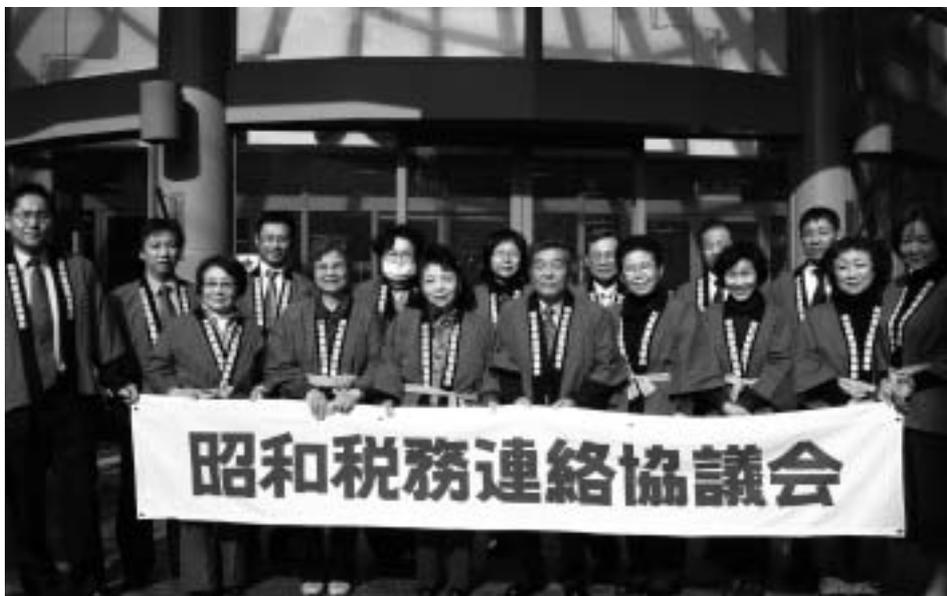


平成21年「税を考える週間」行事報告

本年も11月15日(日)に「税を考える週間」の一環として、昭和税務連絡協議会主催で、ジャスコ八事店、ピアゴ平針店、フィール堀田店の各所に於いて街頭PRを行いました。

当日は11月半ばにしては、暖かい日になり、昭和支部より支部長はじめ副支部長が各所に分かれ、行事に参加いたしました。今年は残念な

がら、例年行われる無料税務相談やパソコンクイズ等が、会場の都合で行うことができなかったのですが、道行く人にパンフレットを渡し、e-Taxの普及や確定申告をPRしてまいりました。



昭和支部会員と昭和税務署幹部との座談会

「税を考える週間」の一環として、平成21年11月17日（火）午前10時から昭和税務署第一会議室において、名古屋税理士会昭和支部の若手会員と昭和税務署幹部との座談会が行なわれました。

最初に川瀬署長から、昨年に引き続き平成21年度の「税を考える週間」のテーマである「IT化・国際化と税」に関して、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」のこれまでの実績と今後の目標についての説明があり、更なる普及拡大にはやはり税理士の協力が必要不可欠であるとのお願いがありました。

また座談会のテーマについて、(1) e-Taxについては、改善点や利用していない場合にはその理由について、(2) 書面添付制度については、効率的な税務調査遂行に向けての推進策や改善点について、(3) 税務調査については、日頃感じていることなど忌憚のない意見をお聞きしたいとのお挨拶がありました。

出席者の自己紹介の後、安達総務課長の進行によりフリートーク形式で座談会が始まりました。

(1) e-Taxについて

税務署：要望等がありましたらご意見をお願いします。

税理士：e-Taxのお知らせメールについて、顧問先の設定アドレスを税理士事務所にした場合に、税理士事務所にメールが届くが、本文に宛先がないのでどの顧問先に対するメールかわかりません。eLTAXのメールには宛名が入っているので、国税でも宛先か識別番号を入れてほしいです。

税務署：システムの利用では、利用者本人が自分のアドレスを登録すると考えられていると思うので事務所のアドレスで登録するのは想定外の利用方法であるといえますが、そういった運用も考えられます。

印刷等で識別することはできませんか？

税理士：印刷では確認出来ませんが、メールボックスへ接続してメールを確認すれば識別番号はわかります。ただ、「メッセージボックスを確認してください」というメッセージだけで不親切という気がします。

税務署：納税者も自分で管理できるのであれば、代理送信等を頼まないですね。eLTAXで出来ることであればe-Taxでも可能だと思いますので、今後の要望事項とさせていただきます。

税理士：e-Taxの受付時間ですが、確定申告期や3月決算法人の申告時期である5月末には時間の延長や土日の受付を実施していますが、その他の時期も月末だけでも土・日・祝日の受付をしてほしいです。

税務署：各方面からもその様な要望が出ております。

税理士：代理送信の状況についてお聞きしたいのです

が、利用率では代理送信と本人送信はどのような割合でしょうか？代理送信が多いのであれば、先ほどのメッセージボックスの問題等の解決につながるかと思います。

税務署：その様なデータを収集していないので詳細はわかりませんが、代理送信が大幅に本人送信を上回っていると思われます。

税理士：電子証明書等特別控除が代理送信のみでは認められていませんが、利用拡大を考えるならば代理送信のみでも適用可能にしてほしいと思います。

また、平成19年に適用を受けた納税者の住基カードが期限切れになりますが、住基カードの使い道がほかにもあまりないので、1回限りの適用ではなく複数回控除が受けられるようにしてほしいです。

税務署：電子証明書が利用できる企業もありますが、各々のシステムの問題で共通化されていません。

税理士：メールボックスの利用についてですが、暗証番号が失効した場合に再発行の案内が納税者本人に通知されますが、代理送信を行なっている場合には税理士に通知してもらえないのでしょうか？確定申告期などは、納税者に回収に回っているのは申告に間に合わない場合もあります。

税務署：失効前であれば代理送信で暗証番号の変更もできますが、失効後の通知については現状では納税者本人にされてしまいます。

税理士：個人の確定申告で決算書の添付が漏れた場合に、65万円の青色申告特別控除の適用が受けられませんが、電子申告でも送信漏れの場合は適用されませんか？

税務署：取り扱いについては、電子申告も紙での申告も同じになります。

税理士：送信前後に確認は充分にしていますが、收受印のように何が受付されたか確認できるシステムがあると安心できます。

税理士：納税者からの問い合わせで、納税証明の発行依頼とダイレクト納付についてが多いのですが、こういったメリットがありますか？

税務署：納税証明については、手数料が通常よりも安いということ・電子納税証明であれば1回の発行で何回も利用できる・郵送も行なっているなどがあり、ダイレクト納付については、インターネットバンキングの契約が不要である・期日指定ができ納付忘れを防止できるなどがあります。

税理士：納税者にとってのメリットが沢山あれば、我々もe-Taxの利用を行なわざるを得なくなります。だから我々も啓蒙しますが、署とし

でも利用によるメリットのPRを沢山してほしいです。納税者は銀行や税務署に向くことが、負担に感じているようです。

(2) 書面添付制度について

税務署：書面添付をしている方はどれくらいですか？

(2名が挙手)

税理士：書面添付は有用性が高く、推進すべきだと思います。ただ、厳密に言えばやりにくい部分もあるのは事実です。会社によっては色眼鏡で見られるという恐れがありますが、実際の現場ではどうですか？

税務署：書面添付で確認したいのは、対外的な取引等のチェックはどうなっているか、先生方がどのようにみているかということに興味があります。先生方が見られてきちんとされていると判断されれば、書面添付して提出していただければと思います。

また、本年7月から書面添付制度が変更になり意見聴取の後に問題がないと判断した場合には、先生方に調査省略通知を発行するようになりました。

税理士：通知書の発行は大変ありがたいです。ただ欄外に「ただし、疑問が生じた場合は調査に伺う場合もあります」といった趣旨の文言がありますがどういった意味でしょうか？

税務署：該当年度に関しては現状OKだったという意味でとらえていただき、事後に資料等で調査の必要があると判断した場合には調査に伺うこともあります。

ところで、書面添付をされていない方の意見についてはいかがでしょうか。

税理士：在庫について不安感があります。

税務署：在庫に関しては、例えば原始帳票がしっかりしていて、帳簿との差異についての会社内で監査証明がされている状況を確認するといった作業をしていただければ、ある程度の信頼はできるといえます。

税理士：書面添付制度を重く考えすぎている税理士もいると思います。

税務署：罰則規定がありますので実施に踏み切るのが難しいのではと推測されます。

(3) 税務調査について

税理士：調査後1か月が経過しますが、未だに何の連絡もありません。結論までの時間をもう少し早くしてほしいですし、時間がかかる場合は一度連絡をいただきたいです。

税理士：事前通知はどれくらい前に連絡がありますか？

税務署：特に決まりはありません。

税理士：調査の時期ですが、2月に1週間の調査があると業務に支障を及ぼすので調整していただければと思います。

税務署：税理士会とは、確定申告期間中は調査新規の依頼は避けるという申し合わせを行なっているので、その前までは調査対象月という事でご理解いただきたいです。

税理士：調査後、調査担当官と打合せをして申告書の提出・納付を行なったのに、再度納付書が届き、納税者が重複して納付してしまいました。調査担当と内部事務担当者との連絡がうまくいっていなかったのでしょうか。

税務署：納税者からの自主的な納税か、署から賦課決定の通知を出すのか担当職員がきっちり話をしていなかったのが原因と思います。

税理士：グループ会社の調査時期ですが、申告月になっても結論がでなくて苦勞をしたことがあります。時期をずらすことはできないのでしょうか。

税務署：通常は、グループ会社を含めて調査を行う場合が多いですが、時効などの関係があり必ずしも同時調査しない場合もあります。

税理士：以前調査で顧問先の会社のコピー機で大量にコピーをされたことがありました。会社の従業員を一人コピー機にはりつけたままだったので、顧問先から不満がでました。コピー機の利用について署では基準のようなものを設けていませんか？

税務署：携帯コピー機を持参するようにしていますが、調査先のコピー機を使用した場合には使用料金を支払うよう指導しています。

税理士：署員が銀行まで調査にいったことがあった。銀行調査等は事前に通知などはしないのでしょうか？調査範囲の逸脱ではありませんか？

税務署：銀行指導等は、調査官の判断で行っています。反面などで必要な場合もあるので、通常の調査の範囲内という判断であれば、通知などはしていません。

税理士：資料をデータで提出するように依頼があったことがあります。素直に「はい」といいがたいです。

税務署：局ですと、そういった対応があるかもしれませんが、署ではあまりないと思います。

税理士：電子帳簿保存法の届出を出していれば、紙媒体の資料はいらないと思っていたのですが、調査で顧問先のPCを直に操作して帳簿の印刷をしていました。実際はどのような対応なのでしょう？

税務署：3年分お願いする人が多いと思いますが、例えば1年分印刷をしていただいて、必要性が生じた時に他の年分を出力するという方法もあると思います。

(4) 自由討論

税務署：今までのことも含めて、自由なご意見をお聞かせください。

税理士：調査で是認を受けたのに、3年後に再度調査があった。是認されたらしばらく調査がないという

ことではないのですか？

税務署：調査対象期間の申告が是認ということですから、その後の申告分についてはやはり調査に行かないとわかりませんので調査がないということではありません。

税理士：欠損金の繰り戻し還付をすると調査があると聞いていますが…。

税務署：調査を行うのが原則なので、調査して還付をするということになっています。但し、その前年に調査があった場合などケースによっては調査せずに机上処理する場合があります。

税理士：書面添付の件で、善管注意義務といってもどのあたりまで考慮すべきなのでしょう？

税務署：今までに国税から処分された税理士というのは聞いたことがありません。恐らくは積極的な関与がなければ問題ないと思います。

税理士：相続税の書面添付の状況はどうなっていますか？

税務署：評価などは、現地まで赴いて調査してもらい、評価類が適正であるか確認していただいた後に書面添付していただいている方もいます。是非、相続税でも活用していただきたいです。

最後に座談会出席の昭和支部会員と昭和税務署幹部の全員で記念撮影をし、2時間に及ぶ座談会を終了しました。

〔座談会出席者〕

(税務署)

(敬称略)

昭和税務署	署長	川瀬	良三
	筆頭副署長	山碕	裕之
	副署長	小島	慶久
	副署長	小林	秀樹
	総務課長	安達	幸男
	管理運営第一部門		
	統括国税徴収官	足立	直行
	徴収第一部門		
	統括国税徴収官	江端	長祐
	個人課税第一部門		
	統括国税調査官	酒井	肇弘
	資産課税第一部門		
	統括国税調査官	大隅	秀樹
	法人課税第一部門		
	統括国税調査官	小松	一浩
	総務課長補佐	加藤	保裕

(税理士)

昭和支部

総務部長	河野	雅好
総務部員	中根	恵美
同	橋本	彰史
研修部員	後藤	吉正
同	山田	知広
広報部員	赤堀	智信
同	米津	覚登
税策部員	菅沼	宏司
同	後藤	和久
厚生部員	安藤	久規
同	橋部	吉輝

(取材)

広報副支部長	後藤	基文
広報部長	武山	卓史
同	土屋	広高
同	上原	久子



私の一大事!!

～小ネタ集～ 大久保 武史

なんだか嫌な予感がしたんだ。9月の支部例会。受付を済ませると顔見知り近付いてきて、いきなりA4用紙を渡すんだ。不覚にも条件反射的に受け取ってしまったんだ。するといきなり「原稿お願いね。」ときたもんだ。文章を書くことがすこぶる苦手な私にとって、このお役目はあまりにも酷だよ(涙)。そもそもこの原稿依頼こそが『私の一大事』そのものだよと泣きごとを言っても始まらないので、何を書いたらええものかと思案していたら原稿の締切日になっちゃったじゃないか。さあ、どうしたものか…。そうだ、今までに経験したことを桂小枝の小ネタ集(探偵ナイトスクープのパクリ)ばりに書き連ねることにしよう。テーマはトイレ!

小ネタ1 臭うお札

学生時代の話。夏だ海だ海水浴だということで、友人数人と海水浴に行きました。海が楽しみというよりも、夜の花火目当てです(花火が目当てかという？ほんのお目当ては…)。日も落ち、花火の打ち上げ時間が近付いてきました。花火を見る前に用を足しておこうということで、トイレ(しかも大)へ。しばらくすると、前方から『ぼちゃん』という音。その音とほぼ同時に友人の「うわ～っ!」という叫び声。便器の中に財布を落としてしまったのです。しかも汲み取り式。

花火どころではなくなっていました。近くにあったタモを拝借し、底をさらうこと1時間。ようやく汚物まみれの財布が見つかりました。あたり一面異臭が漂っています。服にも臭いがつく始末。友人は一生懸命、財布の中身を洗っていました。しばらく経ってから部屋に戻ると、異臭が立ち込めています。部屋を見回すと、びしょぬれのお札が干してあるじゃないですか。「そら、臭いわな。さっきまで汚物の中に浸かってたんやから。」

小ネタ2 女子便所?

大学に入学して1カ月が経ったころ、友人と2人で梅田に買い物へ行った帰りの話です。梅田を歩き回って疲れたのか、帰りの電車で爆睡してしまいました。気がつくと「阪急河原町駅」、降りる駅です。無事に降りれたので、ホッとしたのかトイレに行きたくなりました。目の前にあったトイレに入り、半分寝ぼけて用を足していると中年の女性(以下、おばはん)がトイレに入ってきます。「あつかましいおばはんやな」

とっていると、そのおばはんが外で「ここって女子便所やな～」と話しています。「あほか!女子便所なわけあるかい」と半ばキレ気味の私。用を足し、友人に「おばはんて、ほんまに厚かましいわ」と言いながら、トイレのマークをチェックしてみるとしっかり『女性用』になっていました。寝ぼけて公衆便所行くときは、気をつけなあきませんよ。

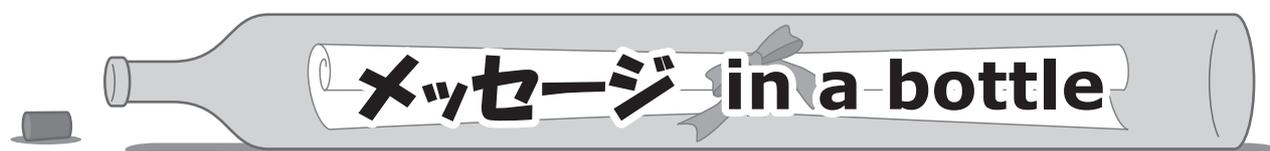
小ネタ3 黒い便器

神戸の大学に行っている友人の下宿に遊びに行った時の話。小学生のころからの友人との久しぶりの再会です。三宮で遊んだ後、友人の下宿に戻ってきました。懐かしい話でひとしきり盛り上がった後、「トイレ借りるわ!」と立った私。トイレに入るとそこには見たことのない便器がありました。黒い便器。部屋に戻った私は真顔で「黒い便器って珍しいな～」と友人に言いました。すると友人は「掃除してないだけだよ。」とさり。「ほんまかいな」とトイレにとって返し、ブラシでこすってみると白い便器が顔をのぞかせるじゃないですか。友人に聞くと下宿してから1度も掃除していないとのこと。その後、私がトイレ掃除をしたことは言うまでもありません。

小ネタ(番外編) 洗車機

最近の話。家内と一緒に買い物へ行った帰りにガソリンスタンドに立ち寄り、給油をしていました。車を見るとかなり汚れています。「洗車しよう」ということで、洗車機に入れました。洗車機が近付いてきます。車体を濡らします。ここまではいつもの洗車でした。どういうわけか、運転席の方から水と泡が入ってきます。それも大量に。窓が開いているわけでもないのに、なんで?何のことはない運転席側のドアが、半ドアになっていたからでした。ドアを閉めるもの時すでに遅し。右半身ぬれ鼠になってしまいました。車内にも少なからず水が入った様子。洗車後、家に帰るまでの道中、家内にこっぴどく叱られたことは想像に難くありません。その車は、家内の車でしたから。

汚い話3つと番外編でした。思い起こすといろんなことがあるもんですね。一大事とまではいかないまでも、小事の積み重ねでここまでできていることを再認識させられた原稿執筆でした。感謝。



天白2班
綿貫宏子

昭和支部会員のみなさま、明けましておめでとうございます。そして、はじめまして。新入会員の綿貫宏子と申します。

私は、16年5ヶ月の間勤めておりました税理士法人を退職し、昨年9月に新たに天白区天白町八事裏山に事務所を開設し独立しました。

平成11年2月の税理士登録後、今まで中支部と千種支部にお世話になっていました。

考えてみますと、私は小学校から大学までのすべての出身校が昭和支部の範囲内にあり、昭和支部に所属させていただくのは初めてなのですが、とても親しみを感じております。

趣味といえば、子供の頃に習っていたピアノを、一昨年また習い始めました。約20年間、ほとんどピアノを弾いていませんでした。ですから、習い始めは加線のついた音符がどの音を表しているのか、いちいちドの音から数えていて大変でしたが、ようやく音符を見てわかるようになってきました。久しぶりに楽器を演奏する楽しさを味わっています。

会計事務所は、「町のよろず屋さん」と言われているそうです。税務や会計については勿論のこと、その他についても目配りでき、お客様に信頼される税理士になるよう努力する所存です。何分、若輩者ですので、昭和支部会員の皆様の暖かいご指導とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



昭和13班
杉本和弘

このたび、平成21年9月16日付けで、土屋彰護税理士事務所の補助税理士として登録させていただきました杉本和弘と申します。

長年、土屋彰護税理士事務所に勤務するとともに税理士試験に挑戦し、何とか4科目合格を果たしましたが、その後失敗続きに悩み、大学院に入学することとし、晴れて本年3月に卒業し税理士となる資格を取得することができました。

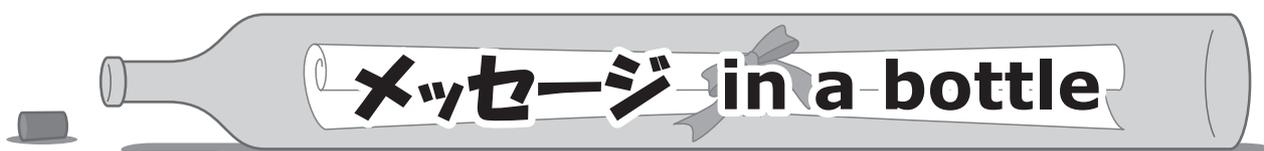
私たちの過ごした昭和50年代といえば、そろばん、ペン、インキ等で手書きによっていたものであり、それはそれとして、懐かしく思うものであります。

職員時代に、実務経験を長年させていただきましたが、今後は税理士1年生であり、違った意味で責任の重さを痛感する次第であります。とくに、現在の中小企業の置かれている経済環境の難しさから、税務等においても、広範囲の知識が必要とされる。これに応えるように頑張りたいと思います。

現在61歳で、家族は妻、長男、長女(既婚)で4人です。孫(3歳10月)が1人います。趣味は、若い時は魚釣り(池で鮒釣り)、三重県の御在所岳、鎌ヶ岳等の鈴鹿7マウンテンの日帰り登山、ドライブで過ごしていましたが、現在はもっぱら読書に勤んでおります。ジャンルはサスペンス、刑事、医学、裁判を題材にした小説を好んで読んでいます。

まだまだ、支部の活動等については、わからない点が多く、諸先輩方の指導を受け賜りたいと思います。

また行事、研修会等につき、積極的に参加したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



昭和4班
直井信夫

皆様、はじめまして。平成21年10月1日をもって昭和支部において、開業税理士として登録させていただきました、直井信夫と申します。

私は今年年男で、48才になります。千種支部において、事務所職員、補助税理士として20年以上お世話になっておりましたが、ようやく昭和支部において独立開業致しました。

開業税理士として頑張っていくことを目標に今日まで会計事務所で勤務してきたわけですが、税理士業界も過当競争の時代に入り、ましてや不景気という近年の経済状況のもとでは、起業の数も少なく、顧問先を増やすことが容易でないため、独立は考えた方がよいのではないかと周囲から言われました。しかしながら、こんな時こそ顧問先のさまざまなニーズに応えるための力を養うチャンスであり、このような底を乗り切れば、あとはあがるだけとポジティブシンキングで頑張ることに決め開業致しました。

24才で結婚をし、25才で第一子をもうけ、その後本格的に税理士試験の勉強を始め、やっと合格することができ、今に至っている私ですので、あせらず、ゆっくり、一步一步精進し、進んでいこうと思っております。

税理士としてはまだまだ未熟で、勉強しなければならぬ事が多々あると思いますので、ご迷惑をおかけすると思いますが、昭和支部の皆様には、なにとぞご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



天白11班
澤田美砂子

皆様はじめまして、平成21年10月22日に主人の事務所であります澤田直明税理士事務所の補助税理士として税理士登録をさせていただきました澤田美砂子と申します。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

若かりし頃、目指していましたが税理士にやっとなることができ、感無量の思いと同時に、税理士バッジの重みをひしひしと感じているこの頃です。

私は結婚前に簿記論・財務諸表論・相続税の三科目は合格したものの、全部合格を果たせずに結婚をしました。そして、税理士となる夢は夫に託し、出産、子育ての道を選びました。主人は頑張って税理士試験に合格し、税理士事務所を開業、私は三人の子供に恵まれました。

その三人の子供も成人し、社会人として歩みはじめたのをきっかけに「もう一回、頑張ってみるか!」との夫の応援があり、大学院にすすむことができました。

この年になってからの大学院での勉強はとても大変でしたが、自分の子供と同じ年代の若い学友に助けられながら、家族の協力で無事卒業することができました。

学ぶ楽しさを再確認しましたが、忘れてしまったことや知らないことが本当に多すぎてこれからの勉強の大切さを強く感じています。

この度、主人の補助税理士となったのですから、文字通り主人を助け、責任もてる仕事に取り組んでいかなくてはならないのですが、現実には主人に助けられながら、無理をせず、楽しく残された人生をすこしでも有意義なものにしていきたいと思っています。

諸先輩方におかれましても、今後とも、あたたかいご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

【11月の月例集会】

平成21年11月12日（木）13：30～ 天白文化小劇場

（昭和税務署より連絡事項）

1. 所得税の予定納税（第2期分）の納税について
2. 平成21年分確定申告事前説明会・無料税務相談所の開設について
3. 法定調書合計表のe-Tax利用について

（支部より連絡事項）

研修部：11月11日開催 電子申告実践研修会について

【12月の月例集会】

平成21年12月11日（金）13：30～ 天白文化小劇場

（昭和税務署より連絡事項）

1. e-Taxの受付時間等について
2. 「税理士等事務員名簿」等の提出依頼について
3. 申告書等の一括提出について
4. 相続税申告書に添付する税務代理権限証書について
5. 平成22年中に適用される利子税、延滞税及び還付加算金の割合について
6. 平成21年分確定申告会場について
7. 申告書様式の改訂について
8. 国外所得の申告漏れ防止及び「財産及び債務の明細書」の作成について
9. 資産税関係各種おたずねの送付について
10. 源泉所得税に係る未納税額の照会について

（支部より連絡事項）

税対部：確申期における無料相談会担当割付の発送日等について

研修部：第2回電子申告実践研修会のご案内

総務部：事務局年末年始休暇のお知らせ 12/29（火）～1/4（月）

新年懇親会のご案内

名税政昭和支部 第2回役員会

平成21年12月11日（金）17：00～ ローズコートホテル

- ・平成21年度税政連支部の活動中間報告について
- ・平成21年度税政連支部の収支状況中間報告について
- ・その他（小川令持名古屋税理士会会長より、税理士会の現状と対応を報告していただきました。）

昭和支部 幹事会

平成21年12月11日（金）17：30～ ローズコートホテル

審議事項

- （1）平成22年度支部研修旅行案について
- （2）昭和支部税務相談所細則の一部改正（案）について

報告事項

- （1）支部会計中間報告

【支部よりお知らせ】**・第2回電子申告実践研修会のご案内**

平成22年1月26日(火) 午後1時30分より 名古屋東税務署1階OA会議室

実際にパソコンを操作し、確定申告・法定調書の代理送信等に関する研修を行います。

事務所職員の方も参加できますので是非ともご参加下さい。また、当日に定員の空きがあればご参加も可能ですので、ご希望の方は事務局までご連絡下さい。

・確申期における無料税務相談会について

本年度も例年通り無料相談会を開催いたします。割付は前回送付させていただきましたが、やむを得ない変更等があれば、至急事務局までご連絡下さい。また、季節柄お体に十分ご配慮の上、担当日には欠席されませんようお願いいたします。

・新年懇親会のご案内

平成22年1月8日(金) 午後6時より メルパルク

【編集後記】

明けましておめでとうございます。新春号お楽しみいただけましたでしょうか。

突然の話で恐縮ですが、私のイニシャルはH・Tです。小さい時に親にだまされて「お前の帽子だよ」と阪神タイガースの帽子を買ってもらいました。3歳の夏の話でした。それ以来中日ドラゴンズのファンになる前に阪神タイガースに愛着がわいてしまったのは言うまでもありません。

そんな私は期せずして寅年生まれ。今年の年男です。本来ならば、年男・年女の手紙を書くべきなのでしょうが、広報部ということでご辞退申し上げました。しかしながら少し調べてみますと、今年の干支は庚寅(かのえとら)。「庚」の文字には「植物の成長が止まって新たな形に変化しようとする状態」という意味があるそうです。世の中を振り返れば、2008年9月のリーマンショック以降、我が国を含めた世界の経済成長は、確かに「止まっている」、あるいはマイナスの成長をしているという状況でした。「リーマンショックの影響で」という枕詞は「長引く不況」の代名詞になりつつありますが、今年は少しは明るいニュースを期待したいですね。

庚という文字が持つ意味のように「植物の成長が止まって」という部分で世相を表しているとすれば、今年の一年は「新たな形に変化しようとする状態」になっていくということになります。例えば、電気自動車の登場によってこれまでの自動車業界の常識も変わりつつあります。そして、民主党が政権与党となって、何かが変わろうとしています。既に変わり始めた何か、これから変わっていく何か。その中で「新たな形に変化」してゆく社会が明るいものになっていくように、我々も変わっていかねばならない時期にあるようです。

(広報部 土屋広高)

訃 報**山田 嘉重 先生**

天白 3 班

平成21年10月12日ご逝去 享年 80 歳
昭和33年 5 月 9 日 税理士登録

**友田 隆敏 先生**

日進 2 班

平成21年10月27日ご逝去 享年 75 歳
昭和45年12月18日 税理士登録